

防火対象物使用開始届出書の概要及び届出方法等

届出書の概要

防火対象物をそれぞれの用途に使用を開始しようとする場合は、消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

届け出が必要な防火対象物は消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物（同表 19 項及び 20 項に掲げるものを除く。）の使用を開始する場合です。

届出方法等

届出時期

防火対象物の使用を開始する日の 7 日前まで

届出先

防火対象物を所轄する消防署

（詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。）

添付書類

- 見取図
- 配置図

- 各階平面図
- 立面図

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。